

令和6年度 市民税・府民税申告の手引

平素は、市民税・府民税課税業務につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。本手引を参考にしながらご自身に申告が必要かどうかをお確かめください。申告が必要な方は申告期限（3月15日）までにご提出いただきますようお願いいたします。

本手引では一般的な事項について説明していますので、ご不明な点がございましたら市民税課までお問合せください。※本手引は令和5年12月末日現在の地方税法に基づき作成しています。今後関係法令の改正などにより変更することがあります。

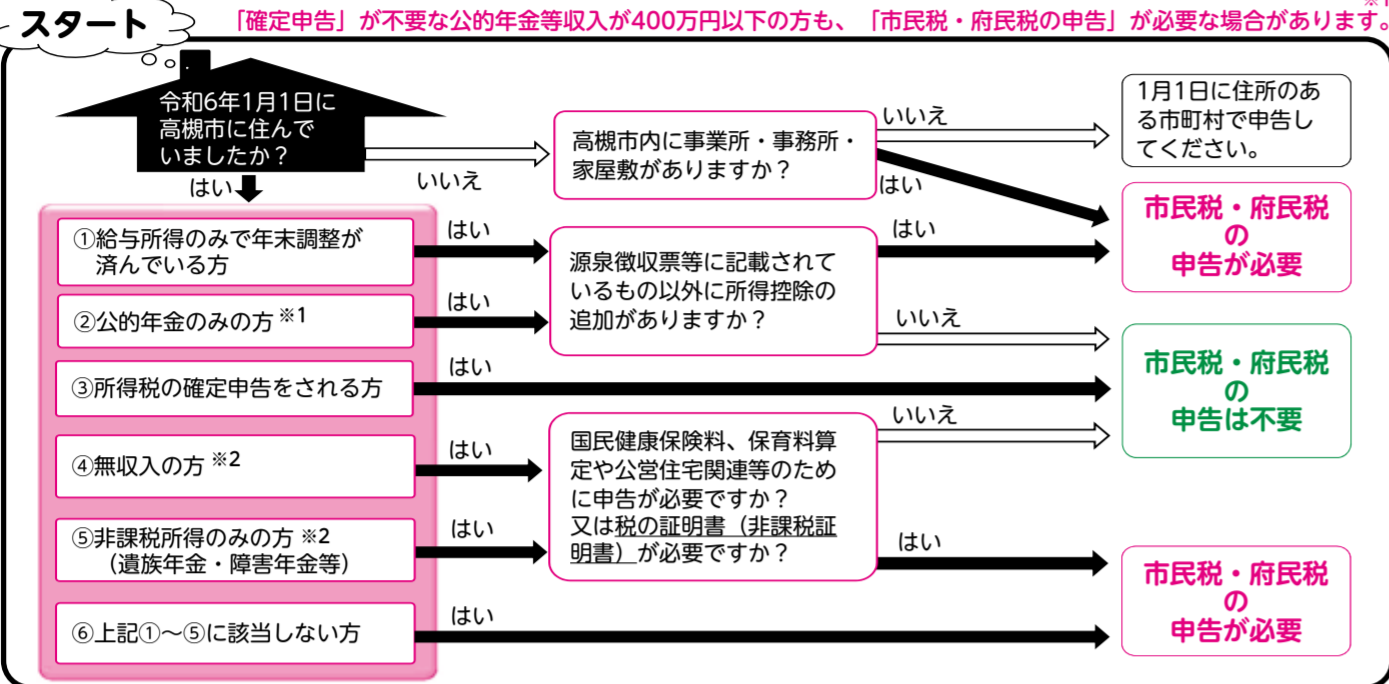
目次

1. 市民税・府民税の申告が必要な方・不要な方
2. 申告に必要なもの
3. 郵送で提出される方
4. 高槻市役所で市民税・府民税の申告をされる方
5. 税務署で確定申告をされる方
6. 市民税・府民税について
7. 所得の速算表
8. 調整控除の算出
9. 市民税・府民税の計算例
10. 令和6年度市民税・府民税に係る主な改正点
11. 申告書の書き方（おても面）
12. 申告書の書き方（うら面）

お問合せ

高槻市役所 市民税課
☎072-674-7132
総合センター1階 25番窓口

1. 市民税・府民税の申告が必要な方・不要な方



※1 「確定申告」が不要な公的年金等収入が400万円以下の方も、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等を追加することにより市民税・府民税額の軽減を受けようとする方は、申告が必要となります。特に、年金から引き落としされていない国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等がある方は、市民税・府民税の申告が必要です。

※2 令和5年中に無収入又は収入が非課税所得（遺族年金・障害年金等）のみであった場合は、申告書の提出義務はありません。しかし、国民健康保険料の算定・軽減判定、保育料算定、公営住宅、教育関係等の各種申請のために、申告が必要な場合があります。

2. 申告に必要なもの

1. 市民税・府民税申告書（郵送した申告書をご使用ください。）
2. 申告される方の個人番号（マイナンバー）カード ※個人番号カードをお持ちでない方は、個人番号を確認できる書類（通知カード（既に送達されていて、その記載内容に変更がないもの）等）及び本人確認書類（運転免許証等）
3. 給与所得者及び年金受給者は、源泉徴収票 ※源泉徴収票がない場合は、給与明細、支払証明書等
4. 事業所得者（営業等、農業）は、収入金額及び必要経費がわかる帳簿等
5. 社会保険料（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金掛金等）の納入済額通知書、控除証明書又は領収書（原本）
6. 生命保険料、地震保険料等の控除証明書（原本）
7. 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は障害者控除対象者認定書
8. 医療費控除を受ける場合（令和3年度から領収書の提出による医療費控除の申告はできません。医療費控除の明細書の作成が必要です。また、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。）
 - ・従来の医療費控除・・・医療費控除の明細書（医療保険者から交付された「医療費通知（原本）」を添付した場合、通知に記載されている内容については明細部分の記入は省略可）
 - ・医療費控除の特例・・・セルフメディケーション税制の明細書（令和4年度以降、健診又は予防接種を受けた等の一定の取組を行ったことを明らかにする書類については申告書への添付又は提示は不要です。ただし、自宅で5年間保存する必要があります。）
9. 寄附金税額控除を受ける場合は、寄附金の領収書又は寄附金受領証明書
 - ※ワンストップ特例申請をした方は、市民税・府民税の申告を行うと特例申請が無効となります。
 - ※ワンストップ特例申請をした方が市民税・府民税の申告をする場合は、寄附金の領収書・証明書を申告時にあらためて添付してください。
10. 雑損控除を受ける場合は、罹災証明書の写し、災害関連支出の領収書、被害を受けた住宅の取得年月・価格・床面積・所有者などが分かるもの、保険金などにより補填される金額がある場合はその金額が分かるもの等

6. 市民税・府民税について

個人の市民税・府民税は前年の所得に対してかかる税金で、均等割と所得割からなっています。

- 納税は誰が … 毎年1月1日を基準として、次のとおり課税されます。
 - ①市内に住所のある方 → 均等割額と所得割額の合計額 ※上記に加え森林環境税(国税)が年額1,000円課税されます。
 - ②市内に事業所や事業所・家屋敷を持っているが住所は市外にある方 → 均等割額のみ
- 均等割とは … 前年の合計所得金額が一定額以上の方に、行政上の諸施策に要する経費の一部を広くご負担いただくために課税されるものです。
- 所得割とは … 前年の課税総所得金額に応じて課税されるものです。
- 税率は … 均等割（市民税3,000円、府民税1,300円）
所得割（市民税6%、府民税4% 計10%）

7. 所得の速算表

給与所得の速算表 < 令和6年度（令和5年分） >

給与収入	給与所得	計算例
0円～550,999円	所得 0円	給与収入 3,002,578円の場合 3,002,578 ÷ 4 = 750,644.5 → 千円未満切捨て 750,000 750,000 × 2.8 = 2,100,000 2,100,000 - 80,000 = 2,020,000円 給与所得金額
551,000円～1,618,999円	収入金額 - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額 ÷ 4 × 2.4 + 100,000円	
1,800,000円～3,599,999円	収入金額 ÷ 4 × 2.8 - 80,000円	
3,600,000円～6,599,999円	(千円未満切捨て) × 3.2 - 440,000円	
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 90% - 1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円	

公的年金等の雑所得速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計	公的年金等の所得（雑所得）	計算例
65歳未満 昭和34年1月2日以後生まれ	0円～1,299,999円	収入金額 - 600,000円	年金収入 3,456,789円の場合 (65歳以上) 3,456,789 × 75% = 2,592,591.75 2,592,591.75 - 275,000 = 2,317,591.75 小数点以下切捨て 2,317,591円 雑所得金額
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 75% - 275,000円	
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 85% - 685,000円	
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 95% - 1,455,000円	
	10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円	
65歳以上 昭和34年1月1日以前生まれ	0円～3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円	
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 75% - 275,000円	
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 85% - 685,000円	
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 95% - 1,455,000円	
	10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円	

※計算上、マイナスが出れば0円になります。

遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので公的年金等は記入しないでください。（申告書おても面右下の「18 非課税所得」及び申告書うら面右下の「16 非課税所得の内訳」へ記入してください。）

8. 調整控除の算出

税源移譲に伴う所得税と市民税・府民税の人的控除差に基づく負担増を調整するため、平成19年度から市民税・府民税の減額措置（調整控除）が創設されました。納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、納税者の人的控除の適用状況に応じて市民税・府民税の所得割額から差し引かれます。※申告書へ記入していただく必要はありません。課税時に自動計算され差し引かれます。

課税所得金額	控除される額の計算	人的控除の種類	金額
200万円以下の方	次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、府民税2%）に相当する金額 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額	基礎控除	5万円
		障害者控除	1万円
200万円超の方	次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、府民税2%）に相当する金額 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	ひとり親控除	2万円
		養育費控除	1万円

3. 郵送で提出される方

提出先 : 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 市民税課 宛
提出期限 : 令和6年3月15日（金）まで
・源泉徴収票、控除証明書等の申告必要書類を同封してください。
・申告される方の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（個人番号カード、通知カード（既に送達されていて、その記載内容に変更がないもの）等）の写しを同封してください。
・申告内容で不明な点等をお問合せする必要があるため、申告書の電話番号の欄は必ずご記入ください。
・受付票及び添付書類の返送を希望される方は、切手が貼付された返信用の封筒を同封していただきますようお願いいたします。
※返信用封筒は添付書類が入るサイズのものをお送りください。
※受付票及び添付書類の返送には時間を要しますので、予めご了承ください。

4. 高槻市役所で市民税・府民税の申告をされる方

受付場所 : 高槻市総合センター1階展示ホール
受付期間 : 令和6年2月16日（金）から3月15日（金）（土・日・祝日は除く）
＜午前の部＞ 午前 9時から11時45分まで
＜午後の部＞ 午後 1時から 5時まで

※午前中にご来場いただきましても申告者が多数の場合は、受付が午後になる場合がありますので、ご了承願います。※車でのご来場の場合は、有料駐車場利用となります。混雑を避けるためにも公共交通機関のご利用をお願いします。（1時間までの割引サービスは受けられませんので、混雑時など1時間を超える場合はサービス対象外につき、ご了承願います。）

例年、申告会場は大変混雑します。ご来場の際は、スムーズに受付を行うため、事前に次のことを確認・準備してください。
①本手引を参考にして、必要箇所を記入しておいてください。
②事業や不動産等の所得がある方は、収支の計算書を作成しておいてください。
※税制改正により、平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、帳簿と簿等の保存が必要になりました。
③医療費控除（又は医療費控除の特例）を受ける方は、あらかじめ医療費控除の明細書（又はセルフメディケーション税制の明細書）を作成し、ご来場ください。

5. 税務署で確定申告をされる方

税務署で所得税の確定申告をされる方は、市民税・府民税の申告は不要です。

高槻市内の税務署出張会場は

場 所	高槻市総合センター 1階展示ホール・ロビー
開設期間	2月2日（金）～2月14日（水） ※土・日・祝日は除く
時 間	午前9時30分～午後3時 ※混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

※1 最終日の2月14日は、午後2時で終了いたします。
※2 土地・建物・株式等を売却された所得、山林所得、贈与税、相続税の申告相談は出張会場では行っていません。

所得税の確定申告は、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）確定申告書等作成コーナーを利用して作成することができますので、ご利用ください。
さらに、電子申告（e-Tax）を利用することで自宅やオフィスからインターネットを利用して申告することができますのでご利用ください。

茨木税務署での確定申告会場の開設は2月16日（金）からです。

所得税確定申告書用紙の入手方法は

- 電話をかけるだけで入手できます！
令和6年1月11日（木）から令和6年3月5日（火）までの期間は、「確定申告コールセンター」（茨木税務署 ☎072-623-1131）に「確定申告書用紙の送付申込」を電話にて「0」を押してください。電話にて確定申告書用紙の送付申込を受付します。
- 茨木税務署及び確定申告会場（高槻市総合センター展示ホール 2/2～2/14 土・日・祝日は除く）等で配布しています。

確定申告が必要になる方は税務署にお問合せください

確定申告のお問合せ・郵送は

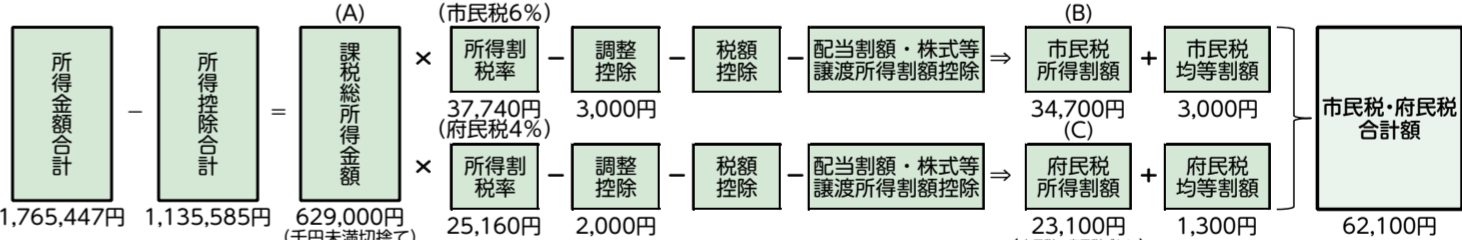
茨木税務署
〒567-8565
茨木市上中条1丁目9番21号
TEL 072-623-1131

9. 市民税・府民税の計算例

均等割額	総合課税の所得割額（概算）【税率＝市民税6%、府民税4%】
・市民税の均等割額 3,000円 ・府民税の均等割額 1,300円	所得金額合計 - 所得控除合計 = 課税総所得金額 (A) ・市民税の所得割額 (B) = (A) × 6% - 市民税税額控除額等（調整控除他） ・府民税の所得割額 (C) = (A) × 4% - 府民税税額控除額等（調整控除他）

(例) 5ページ「市民税・府民税申告書の記入例」の場合
高槻 太郎（69歳）：年金収入2,865,447円 生命保険料控除57,605円 地震保険料控除9,910円※
妻 花子（64歳）：収入なし ※5ページ右上「5」所得から差し引かれる金額 参照

所得	調整控除	控除
太郎の年金収入 2,865,447円 雑所得※ 1,765,447円 ※3ページ「7. 所得の速算表」参照	基礎控除 50,000円 + 配偶者控除 50,000円 = 100,000円	社会保険料控除 308,070円 生命保険料控除 57,605円 地震保険料控除 9,910円 配偶者控除 330,000円 基礎控除 430,000円 控除合計 1,135,585円



※令和6年度分の市民税・府民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税が実施されます。※令和6年度から市民税・府民税と併せ、森林環境税(国税)の年額1,000円が課税されます。

10. 令和6年度市民税・府民税に係る主な改正点

1. 上場株式等の配当所得に係る課税の統一
上場株式等の特定配当所得や特定株式等譲渡所得について、これまでは所得税と市民税・府民税では異なる課税方式を選択することが可能でしたが、令和6年度の市民税・府民税（令和5年分の所得税の確定申告）から、所得税と市民税・府民税で課税方式を一致させることになりました。そのため、所得税で特定配当所得や特定株式等譲渡所得を確定申告した場合、それらの所得は市民税・府民税でも同じように算入されます。市民税・府民税の所得金額は、市民税・府民税上の配偶者控除や扶養控除の適用や非課税判定だけでなく、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスなどに影響することがありますのでご注意ください。
2. 国外に居住する親族の扶養条件の見直し
日本国外に居住する年齢30歳以上70歳未満の親族について、次に掲げる者のいずれにも該当しない場合、扶養控除の対象にすることができなくなります。
1. 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
2. 障害者
3. その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者
※年未調整において、国外居住者の扶養控除が適用されず、市・府民税の申告をする場合は、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類又は38万円送金書類の提示が必要です。その書類が外国語で作成されている場合には、日本語への翻訳文を添付してください。
3. 森林環境税(国税)の創設
森林環境税(国税)が、市民税・府民税と併せて徴収されるようになります。森林環境税は、国に納められた後、森林環境税として都道府県・市町村に分配され、森林環境整備の財源となります。税額は1人年額1,000円です。高槻市では、市・府民税（個人住民税）が非課税の人は、森林環境税（国税）も課税されません。なお、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により平成26年度から市民税で500円、府民税で500円徴収されていた復興特別税は令和5年度で終了します。

課税方式	所得税の課税方式	市・府民税の課税方式
令和5年度以前（令和4年分以前）	次の3つから選択 ・申告不要 ・総合課税 ・申告分離課税	次の3つから選択 ・申告不要 ・総合課税 ・申告分離課税
令和6年度以降（令和5年分以降）	次の3つから選択 ・申告不要 ・総合課税 ・申告分離課税	所得税と同じ課税方式で算定

	令和5年度	令和6年度以降
市民税均等割	3,500円	3,000円
府民税均等割	1,800円	1,300円
森林環境税(国税)	—	1,000円
合計	5,300円	5,300円

11. 申告書の書き方 (おもて面)

- 1 から順番に該当する項目に記入してください。
- 収入がない方、非課税所得のみの方は 1 を記入後 12 を記入してください。

1 住所、氏名、生年月日、個人番号

申告する方の住所、氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)、電話番号等を記入してください。

2 収入金額等

年金収入の場合は「公的年金等の内訳」欄を記入してください。
収入の種類別に収入の金額を収入金額欄に記入してください。

3 所得金額

下表を参照し、収入の種類別に所得を計算し、所得の金額欄に記入してください。
合計(12)に所得金額の合計額を記入してください。

収入・所得	内容 (令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入・所得)
1 営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、サービス業などの営業から生じる所得のほか、各種外交員、集金人、大工、左官、専任労働者などの自由職業から生じる所得です。 ※収入金額は「ア」に記入してください。
2 農業	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生じる所得です。 ※収入金額は「イ」に記入してください。
3 不動産	アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸し地などから生じる所得です。 ※収入金額は「ウ」に記入してください。
4 利子	公社債や預貯金の利子などから生じる所得です。 ※源泉徴収課税は申告不要です。
5 株式等	株式の配当等による所得です。(上場株式等で市民税・府民税が特別徴収された配当は原則申告不要ですが、申告する場合は、うら面「10」に特別徴収された配当額を記入してください。)
6 給与	給料(賞与含む)、賞金、優待などから生じる所得です。 ※収入金額を「カ」に記入してください。 ※源泉徴収票を添付してください。 ※3ページ「7. 所得の計算」及び下記「給与の記入例」を参照ください。 ※源泉徴収票がない場合は下記「給与の記入例」をご覧ください。
7 公的年金等	老齢及び公的年金(国民年金、厚生年金など)から生じる所得です。 ※収入金額を「キ」に記入してください。 ※源泉徴収票を添付してください。 ※3ページ「7. 所得の計算」及び下記「公的年金等の記入例」を参照ください。
8 扶養	専業主婦以外の収入を受ける原簿料、印刷、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの前取収入から生じる所得です。 ※収入金額を「ク」に記入してください。
9 その他	生命保険の個人年金、互助年金などから生じる所得です。 ※収入金額を「ケ」に記入してください。
10 総課税	自動車、機械器具、船舶などの資産の譲渡などから生じる所得です。(高価、原材料などの譲渡は除外されます。) 短期(ア)→取得後5年以内の譲渡 長期(イ)→取得後5年以上の譲渡 特別控除額は、長期と短期あわせて最高50万円です。
11 一時	賞金、懸賞金、贈り物、一時金などの私法債、法人から贈りを受ける金品、遺失物拾得の報労金、生命保険契約に基づく一時金などから生じる所得です。なお、特別控除額は最高50万円です。

「給与」と「公的年金等」以外の所得については、申告書うら面の「9 所得の内訳に関する事項」の該当箇所に記入してください。

公的年金等の記入例

- 年金の支払金額を源泉徴収票で確認しながら「公的年金等」の内訳に記入してください。
- 合計額を「公的年金等(キ)」に記入してください。
- 年金収入は雑所得になります。公的年金等の雑所得速算表(3ページ)で所得を計算してください。
- 計算結果を「公的年金等(ク)」に記入してください。

公的年金等の内訳	日本年金機構	企業年金	その他	合計
収入金額	2,433,221	432,226		2,865,447
所得金額				1,765,447

6 所得から差し引かれる金額に関する事項(人的控除)

控除別に必要事項を記入してください。配偶者控除・同一生計配偶者、配偶者特別控除、扶養控除については、扶養親族の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)等を記入してください。

扶養親族が日本国外に居住する場合は「親族関係書類」及び「送金関係書類(各人に行ったことを明らかにするもの)」の添付又は提示が必須です。

7 所得から差し引かれる金額(人的控除)

控除別に控除額を記入してください。

合計(9)に所得から差し引かれる金額の合計(13+14+15+16+17+18+19+20+21+22+23+24)を記入してください。

控除の種類	控除の要件など (令和5年12月31日現在の状況で判定)	控除額
17 配偶者控除	(1) 夫と離婚後再婚していない方うち、次の条件全てを満たす方 ・扶養親族を有する(被扶養者の合計所得金額が48万円以下であること) ・合計所得金額が50万円以下であること ・専業主婦等関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと (2) 夫と死亡した後に再婚していない方又は夫の死亡の明らかな方うち、次の条件全てを満たす方 ・合計所得金額が50万円以下であること ・事実上配偶者関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと	26万円
18 ひとり親控除	次の条件全てを満たす方 ・ひとり親であること(事実上配偶者関係にあると認められる方がいない場合は適用不可) ・同一生計の子を有する(子の総所得金額等が48万円以下であること) ・前年の合計所得金額が50万円以下であること	30万円
19 勤労学生控除	次の条件全てを満たす方 ・働きながら大学、高等学校等に入学している ・前年の合計所得金額が75万円以下 ・自己の勤労による収入が10万円以下 ※申告書に学生証又は在学の証明書を添付してください。	26万円
20 障害者控除	① 障害者控除に該当する方うち、「身体障害者手帳1・2級」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳1級」、「障害者手帳(特別障害者第3種まで)」の交付を受けた方 ② 原子爆弾被害者で厚生労働大臣の認定を受けた方 ③ 6ヶ月以上継続して障害のある65歳以上の方、特別障害者に準ずるものとして市町村長などの認定を受けた方	26万円
21 障害者特別控除	① 障害者控除に該当する方うち、「身体障害者手帳1・2級」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳1級」、「障害者手帳(特別障害者第3種まで)」の交付を受けた方 ② 原子爆弾被害者で厚生労働大臣の認定を受けた方 ③ 6ヶ月以上継続して障害のある65歳以上の方、特別障害者に準ずるものとして市町村長などの認定を受けた方	30万円
22 配偶者控除	生計を一にする配偶者(内縁関係の者、事実婚関係を除く)の合計所得金額が48万円以下である場合に右表の控除額が適用されます。また、右表で*にあたる場合は、「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)」にチェックをします。なお、この場合に配偶者が障害者であれば、同一生計配偶者(配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下)にかかわらず配偶者控除の対象となります。	適用なし
23 配偶者特別控除	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(配偶者控除対象者及び事実婚関係者を除く)の前年の合計所得金額が48万円を超え33万円以下の場合、右表の控除額が適用されます。なお、申告書の配偶者の合計所得金額の欄については、本表3ページ「7. 所得の計算」を参照してください。	適用なし
24 扶養控除	生計を一にする配偶者以外の16歳以上の親族(事業専従者を除く)で、前年の合計所得金額が48万円以下である場合にこの控除額が適用されます。	33万円
25 基礎控除	前年の合計所得金額に基づき右表の控除額が適用されます。	適用なし

8 16歳未満の扶養親族に関する事項

扶養親族の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)等を記入してください。

扶養親族が日本国外に居住する場合は「親族関係書類」及び「送金関係書類(各人に行ったことを明らかにするもの)」の添付又は提示が必須です。

16歳未満の扶養親族	生計を一にする16歳未満の扶養親族がいる場合	控除額
16歳未満の扶養親族	0円	0円

市民税・府民税申告書の記入例

※「9. 市民税・府民税の計算例」の場合

令和6年度分 市民税・府民税申告書

個人番号: 1234567890123

住所: 高槻市 桃園町 2番1号

氏名: 高槻太郎

生年月日: 29.9.1

職業: 会社員

収入金額: 3,002,578

所得金額: 2,020,000

控除額: 982,578

納税額: 1,037,422

給与の記入例

給与所得の内訳

給与	賞与	合計
3,002,578	2,020,000	5,022,578

源泉徴収票「支払金額」の額を記入してください。

所得金額「給与」の額を記入してください。

12. 申告書の書き方 (うら面)

9 所得の内訳に関する事項

6 給与所得の内訳

7 事業・不動産所得に関する事項

8 所得の内訳に関する事項

10 事業専従者に関する事項

11 別居の扶養親族等に関する事項

12 前年に所得がなかった方、非課税所得がある方に関する事項

13 所得金額調整控除に関する事項

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除別に支払額、補填金を記入してください。

5 所得から差し引かれる金額

控除の支払額等から控除額を計算し記入してください。

控除の種類	内容	控除額
13 社会保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族などが負担する生活用資産が災害、盗難、横領によって損害を受けた場合に受けられる控除です。	支払金額全額
14 小規模企業共済等掛金控除	前年中にあなたが支払った確定拠出年金(企業型、個人型)、小規模企業共済等掛金、地方公共団体が行う障害者支援共済の掛金などがある場合に受けられる控除です。	支払金額全額
15 生命保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族などから生じた生命保険料(配当金のある場合は差し引いた額)や、個人年金保険料、介護医療保険料(別)、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、その他の社会保険料などをあなたが支払った場合に受けられる控除です。	支払金額全額
16 地震保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族などの地震保険料(旧長期損害保険料)の保険料をあなたが支払った場合に受けられる控除です。	支払金額全額

1. 生命保険料の控除額を計算してください。

A 新契約に係るもの(平成23年1月1日以後締結分)

B 旧契約に係るもの(平成23年12月31日以前締結分)

2. 1.の保険の種類ごとに、下記のA、Bの計算式により控除額を計算し、令和6年度の生命保険料控除額を算出してください。

A 新契約に係るもの(1)、(2)、(3)

B 旧契約に係るもの(4)、(5)

3. 地震保険料の控除額を計算してください。

A 地震保険料

B 旧長期損害保険料

6 給与収入があり、源泉徴収票をお持ちでない方の申告方法 (記入例)

申告書うら面 左

6 給与所得の内訳

7 事業・不動産所得に関する事項

8 所得の内訳に関する事項

9 所得の内訳に関する事項

10 事業専従者に関する事項

11 別居の扶養親族等に関する事項

12 前年に所得がなかった方、非課税所得がある方に関する事項

13 所得金額調整控除に関する事項